平成２９年（フ）第１８０号
石川県野々市市菅原町11番22号
債務者　前田　恭兵
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８３号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟502号
債務者　春日　和之
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１９１号
名古屋市中川区伏屋３丁目801番地１　ベルメゾン都101号室、住民票上の住所三重県四日市市東垂坂町48番地２
債務者　タキホームこと　滝川　信忠
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２８７号
愛知県大府市若草町４丁目37番地　永田ハイツＢ105号
債務者　矢野　孝明
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２８号
名古屋市港区八百島２丁目1901番地　県営南陽第二住宅第２号棟第207号
債務者　石原　範子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６０号
三重県鈴鹿市南堀江２丁目８番11号
債務者　田野田浩一
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６６号
三重県名張市梅が丘北２番町258番地
債務者　貴島　義孝
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第６７号
三重県名張市梅が丘北２番町258番地
債務者　貴島賀代子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第６８号
三重県名張市富貴ケ丘４番町９番地
債務者　上田　大地
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第７０号
三重県名張市黒田1753番地６
債務者　有村喜代子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３５２号
兵庫県姫路市広畑区高浜町２丁目55番地レオパレスコムイグレットＢ棟109
債務者　齋藤　　正
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５６号
兵庫県姫路市香寺町溝口529番地１太子ハイツ103号
債務者　桂　　春樹
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市香寺町溝口529番地１太子ハイツ103号
債務者　桂　　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６４号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田107番地１、従前の住所兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目35番地２―201号室
債務者　小谷　孝弘
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６６号
兵庫県加古川市加古川町美乃利120番地の１レオパレスパールスクエア303号
債務者　植木　令子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６７号
兵庫県加古川市加古川町木村746番地の７ハピネスハイツ102号
債務者　隈本　久子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８７号
鳥取県鳥取市末広温泉町311　グランドハイツ末広311　603号、住民票上の住所鳥取県鳥取市気高町下原204番地６
債務者　礒江　千鶴
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鳥取地方裁判所民事部